

## 第5章 解散及び合併の手続

### 1 解散手続

#### (1) 解散事由

NPO法人は、以下の理由によって解散します。

##### ①社員総会の決議

→ 解散の理由は問いません。定款の定めに従って、社員総会で解散の議決を行い、解散することができます。（定款に特段の定めがない場合は、社員総数の4分の3以上の合意が必要です。）

→ 解散総会では、以下の事項について議決する必要があります。（議事録例）

a. 解散することの意思決定

b. 残余財産の帰属先（定款において、残余財産の帰属先を解散総会で議決すると規定している場合。）

\* 残余財産が発生しないと思われる場合であっても、清算の結果、何らかの財産が発生することもありますので、必ず帰属先を選定しておきましょう。

c. 清算人の選任（原則として理事が清算人になりますが、定款又は総会において理事以外の者を選任することができます。）

##### ②定款で定めた解散事由の発生

→ 例えば、定款において、あらかじめ解散の時期を定めたり、社員数が一定の数以下になったときに解散する旨を定めたりすることができます。

##### ③目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

→ 何らかの事情により、目的とする事業の達成が不能となった場合に解散します。

この事由により解散しようとするときは、「不能」かどうかについて所轄庁の「認定」を受けなければなりません（解散認定申請：71ページ参照）、ここでいう「不能」とは、法人の主観的な判断によるものではなく、客観的な事実に基づいて判断されることとなります。

例えば、「次期オリンピックの招致を目的としていたが、すでに他の候補地へ決まってしまった」といった場合は「不能」であると認定されますが、単に「人材不足や資金不足」といった（法人の主観的な）事情であった場合は、「不能」であるとは認められません。（このような場合は、「社員総会の決議」に基づき解散すれば良いだけのことです。）

##### ④社員の欠亡

→ 社員が1人もいなくなったことを意味します。社員が10人を下回ったことで自動的に解散となるわけではありません。

⑤合併

→ 吸収合併の場合は一方の法人が、新設合併の場合はすべての法人が解散することになります。（80ページ参照）

⑥破産手続開始の決定

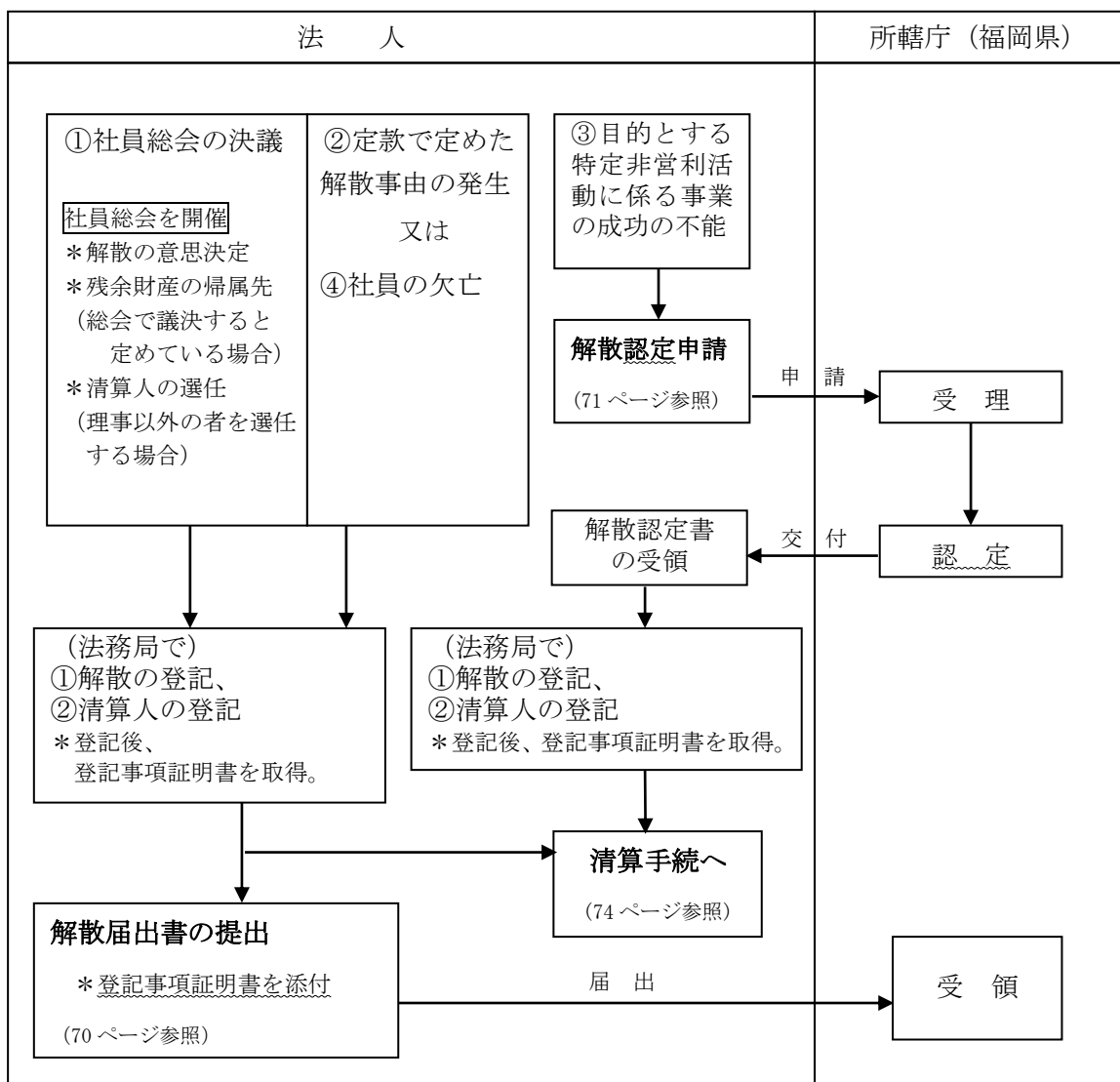
→ 法人が債務を完済することができなくなり、裁判所が破産手続開始の決定をした場合です。破産の具体的な手続は破産法に定められており、破産管財人が清算処理を行うこととなります。（法人が債務を完済することができなくなった場合、理事は裁判所に対して直ちに破産手続開始の申立てを行う必要があります。）

⑦所轄庁による設立の認証の取消し

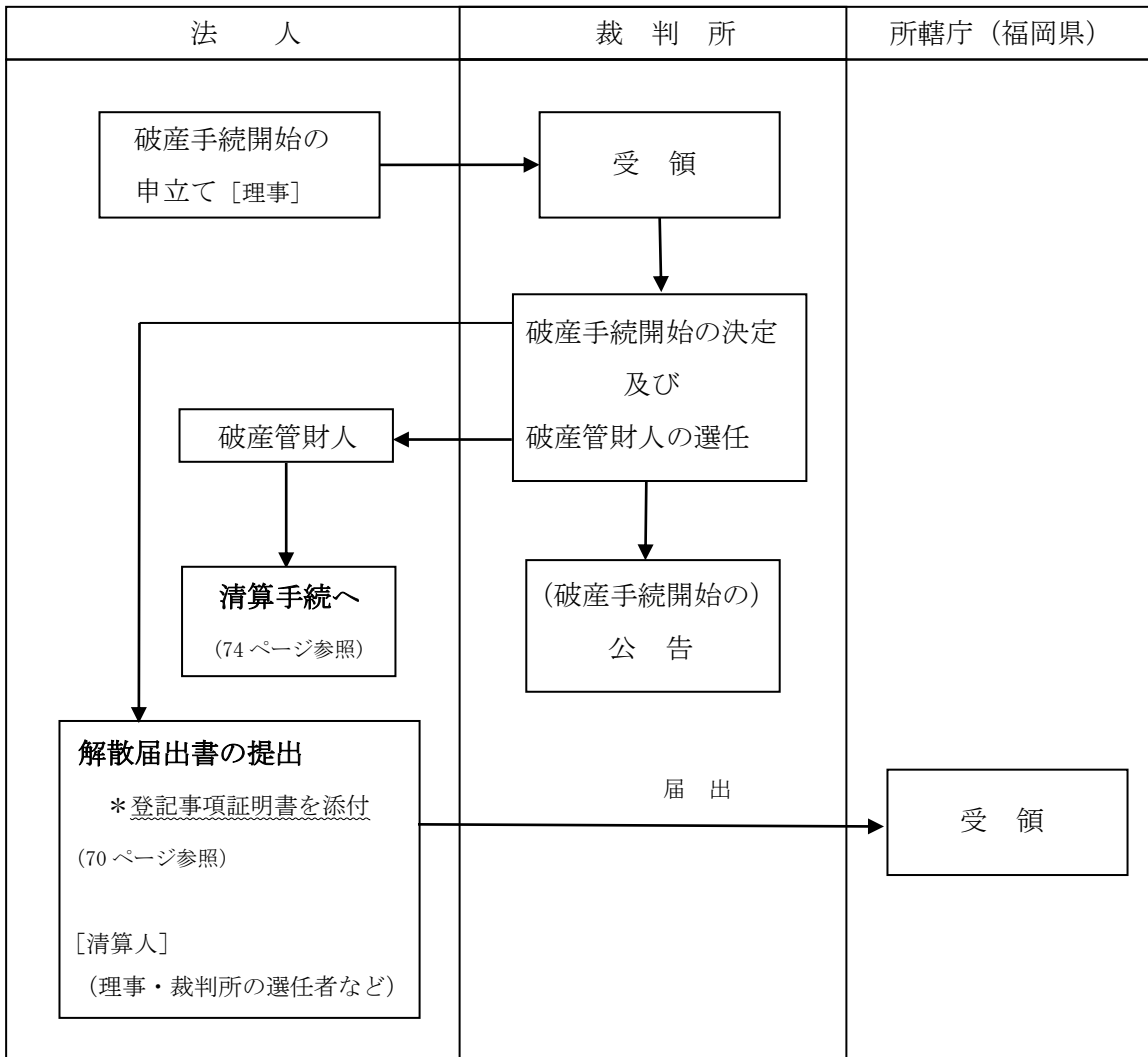
→ NPO法第43条の規定により所轄庁から設立の認証を取り消された場合です。

(2) 解散の流れ

A. ①社員総会の決議、②定款で定めた解散事由の発生、③目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能、④社員の欠亡による解散の場合



B. ⑥破産手続開始の決定による解散の場合



\* 上記の図は一例です。破産手続については破産法に規定されています。

**総会の決議ではなく、理事会の決議で解散  
することはできるの？**

理事会の決議で解散することはできません。

詳しくは、[Q&A20] (111 ページ) をご覧ください。

**解散せずに活動を休止することはできるの？**

NPO法において、「休止」といった制度はありません。

具体的な事業を行っていない場合であっても、年1回の総会開催  
や事業報告書等の提出など必ず行わなければならない手続がありま  
す。

詳しくは、[Q&A22] (112 ページ) をご覧ください。

## 記載例

### 特定非営利活動法人〇〇〇〇臨時総会議事録（解散総会）

1 日 時 〇年〇月〇日（〇） 午後〇時から〇時まで

2 場 所 福岡県〇〇市〇〇町〇〇番地

（〇〇会館第〇会議室）

「13-2-1=10」  
本人出席者は10人と  
いうこととなります。

3 出席者数 正会員（社員）総数 15 名のうち 13 名出席（うち書面表決者 2 名、表決委任者 1 名）

4 審議事項

第 1 号議案 解散の件

第 2 号議案 残余財産の処分の件

第 3 号議案 清算人の選任の件

あらかじめ  
書面で賛否  
を表明して  
いる者

あらかじめ  
委任状を提  
出している  
者

5 議事の経過の概要及び議決の結果

(1) 〇〇〇〇氏より、本日の社員総会は定款に定める定足数を満たしており、有効に成立している旨を宣言した。

(2) 互選により、議長に△△△氏が選出された。

(3) 第 1 号議案について

〇〇〇〇氏より、特定非営利活動法人〇〇〇〇の解散について提案があり、議長がこれを諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、全会一致で本案は可決された。

(4) 第 2 号議案について

〇〇〇〇氏より、特定非営利活動法人〇〇〇〇の残余財産に関し、残余財産が生じた場合には、□□□□に譲渡することについて諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

(5) 第 3 号議案について

〇〇〇〇氏より、特定非営利活動法人〇〇〇〇の清算人の選任について諮ったところ、満場一致で次の者を選任した。なお、被選任者はその就任を承諾した。清算人 △△△△

6 議事録署名人の選任について

議長より、議事録署名人に××××氏、\*\*\*\*氏を選任したい旨の提案があり、これを議場に諮ったところ、全会一致で可決された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

〇年〇月〇日

定款に議事録に関する規定を定めている場合は、必ず定款の内容を確認してください。

定款の定めに従い、署名（自筆）又は記名（ワープロ可）、押印等を行ってください。

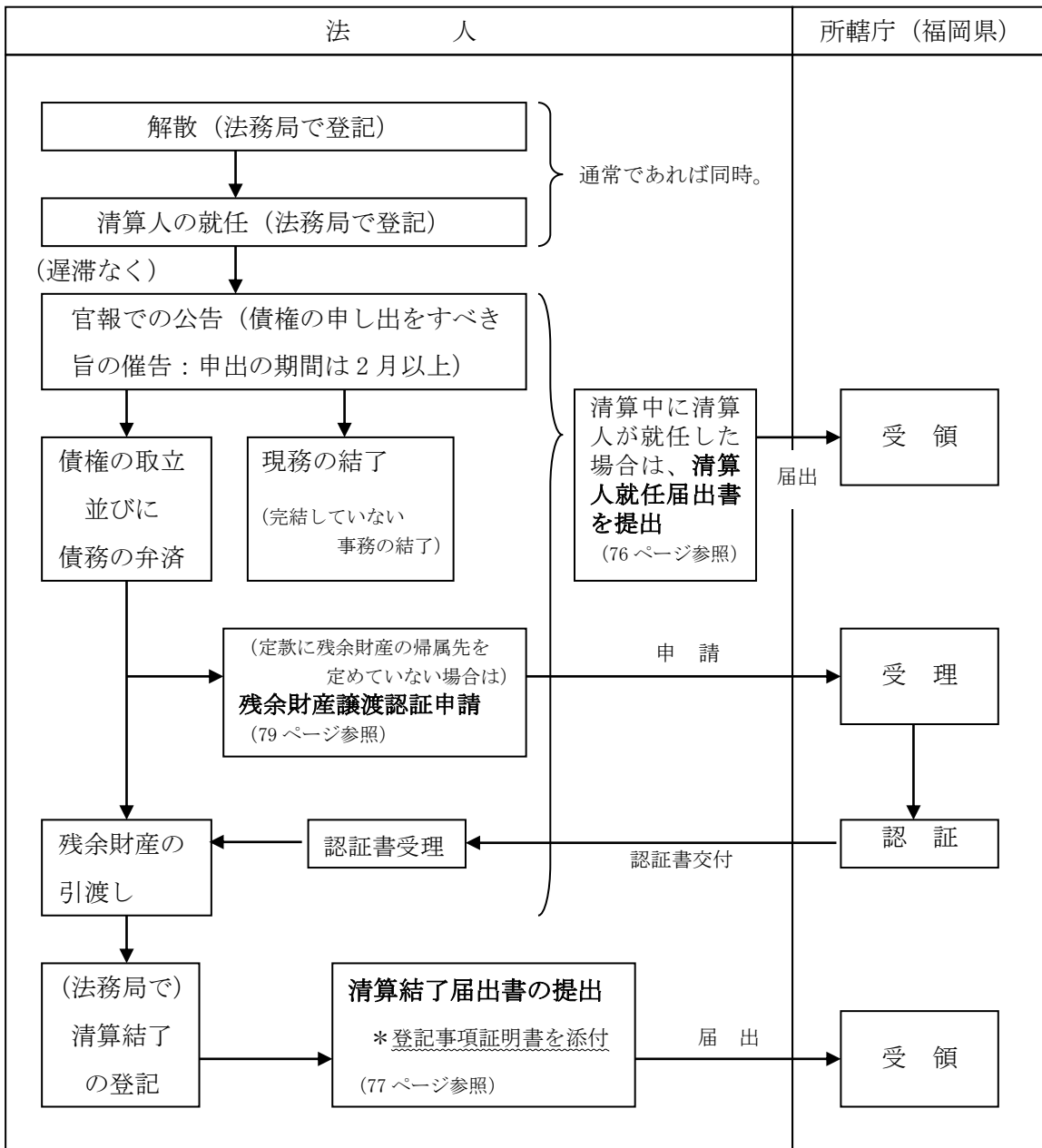
議 長	△△△	印
議事録署名人	××××	印
同	****	印

## 2 清算手続

### (1) 一般的な清算の流れ

法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、原則として理事が清算人となり、債権の取立てや債務の弁済などを行うことになります。また、債権者を確定するために、官報への公告をもって、債権者に対して、一定期間内に債権の申出をすべき旨の催告を行わなければなりません。

こうして、債権債務を整理し、残った財産（残余財産）を帰属先に引渡して清算が完了したのちに、清算人はその旨を法務局で登記するとともに、清算終了した旨を所轄庁（県）に届け出なくてはなりません。



**解散時の公告は、どのような方法で行うの？**

解散した場合の公告は、官報に掲載して行わなければならない。

詳しくは、[Q&A23] (112 ページ) をご覧ください。

**債権者がいないと思われる場合は、公告を行わなくていいの？**

公告は必ず行わなければならない。

詳しくは、「Q&A24」(112 ページ) をご覧ください。

**<清算人の職務>**

□清算人は現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の引渡しを行うために必要な一切の行為をすることができます。(NPO法第31条の9)

□清算人は、法人解散後、遅滞なく、公告を行う必要があります。なお、公告において債権の申出の期間は2ヶ月を下回ることはできません。公告は、必ず官報に掲載する必要があります。

官報に関する問い合わせ先

**福岡県官報販売所** ([www.gov-book.or.jp/ss/fukuoka/scripts/shop\\_info.php](http://www.gov-book.or.jp/ss/fukuoka/scripts/shop_info.php))

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 4-5-17 TEL 092-761-1151

□清算中の法人の財産が、債務を完済する上で不足する場合は、清算人は直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをし、その旨を公告する必要があります。

□清算が結了したときは、清算人は、清算結了の登記をした登記事項証明書を添付して「清算結了届出書」を所轄庁に提出しなければなりません。(77 ページ参照)

### 3 残余財産について

#### (1) 残余財産の帰属

法人が解散した場合、一般に、清算人が債権の取立てや債務の弁済などを行って債権債務の整理を行います。そして、最終的に法人の手元に残った財産のことを「残余財産」といいます。（債務を完済できない場合は、清算人が直ちに破産手続開始の申立てを行います。）

法人の残余財産は、定款の定めに従って、NPO法第11条第3項に掲げる者に譲渡しなければなりません。したがって、個人や任意団体、営利企業などに譲渡することはできません。

定款において、残余財産の帰属先（譲渡先）として、具体的な団体名を規定している場合は当該団体に、（譲渡先の団体を）解散総会で選定する旨を規定している場合は当該総会で選んだ団体に譲渡することになります。いずれの場合も、NPO法第11条第3項に掲げる団体でなければならないことは前述のとおりです。

また、定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定を定めていない場合は、所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に譲渡できるとされています。（残余財産譲渡認証申請：79ページ参照）

さらに、上記の方法では処分されない財産については、国庫に帰属することになります。

#### <NPO法第11条第3項に掲げる者>

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| ① 特定非営利活動法人（NPO法人） | ④ 学校法人（私立学校法第3条）        |
| ② 国又は地方公共団体        | ⑤ 社会福祉法人（社会福祉法第22条）     |
| ③ 公益社団法人又は公益財団法人   | ⑥ 更生保護法人（更生保護事業法第2条第6項） |

**NPO法人を解散して任意団体として活動を継続する場合、法人の残余財産を任意団体に引き継ぐことはできるの？**

任意団体は、NPO法第11条第3に掲げる団体ではないので、残余財産を引き継ぐことはできません。

詳しくは、[Q&A 26]（113ページ）をご覧ください。

**残余財産の帰属先を決めるにあたって、相手方の承諾は必要なの？**

相手方の承諾は必要ありません。

詳しくは、[Q&A27]（113ページ）をご覧ください。